

質問書に対する回答

No.	資料名	質問	回答
1	入札公告 2 (9)	過去2年間において、履行中（2～3年経過）の案件はあるのですが、そちらでも資格をお認めいただけますでしょうか。また、履行済みのもので規模が小さいものもございましたが、そちらをもってお認めいただけますでしょうか。	<p>履行中の案件については、入札参加資格として認められません。</p> <p>入札参加資格の確認にあたっては、業務の種類（情報機器のリース契約）を満たしている履行済みの実績があれば、当該実績の規模によらず、業務内容の要件としては差し支えありません。</p> <p>ただし、履行実績の規模によっては、契約保証金の算定に影響する場合があります。</p> <p>なお、本回答において用いる用語の意味は、入札公告 2（10）及び関係資料に記載の内容を踏まえ、次のとおりです。</p> <p>「種類」とは、本市の物品・役務等業務競争入札参加資格における営業品目と同種ものを指し、「規模」とは、契約金額を指します。</p> <p>また、「ほぼ同じくする」とは、契約金額が当該契約金額の7割に相当する金額以上であるものをいいます。</p> <p>【参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告 2 (10)契約保証金等 ・契約保証金の納付等について 様式第1号（第4条関係）契約保証金免除申請書 ・前橋市物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約保証金取扱要領
2	賃貸借仕様書 第2条 3 納入者	本件は、納入会社が既に決定している入札であり、納品遅延などの物件に関わることについては、リース会社は責任を負わず、貴市との納入会社間で解決して頂く認識で宜しかったですでしょうか。	本件については、賃貸人の責任において納入者が本市に対して物件の納入等を行い、本市は当該物件を賃借するものとします。したがって、納入遅延等の物件に関する事項についても、原則として賃貸人の責任において対応されるものと認識しております。

質問書に対する回答

No.	資料名	質問	回答
3	賃貸借仕様書 第2条 3 納入者	納入者指定となっておりますが、導入、展開、設置、設定、および保守等の作業は受注者には発生しない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本契約における受注者（賃貸人）の業務は、契約書及び仕様書等に基づき、指定された借入場所へ物件を納入することに限られます。導入、展開、設置、設定及び保守等の作業は、本契約に基づき受注者（賃貸人）が実施する業務には含まれません。
4	賃貸借仕様書 第2条 6(1) 撤去	リース満了後の撤去について、貴市にて全物件を一箇所集約いただいたものを回収する認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	賃貸借仕様書 第2条 6(1) 撤去	満了時の撤去は各設置個所からの撤去、ケーブル抜去等を含みますでしょうか。また、含む場合は集約場所をご提供いただくことは可能でしょうか。（会議室等に各図書館からの撤去物件を集約、一時保管することを想定）	契約満了時の撤去については、各設置個所から撤去された物件を本市において一箇所に集約し、賃貸人は当該集約場所から物件を回収することを想定しています。集約後の撤去及び引取りについては、約款に基づき賃貸人の負担により行うものとします。
6	賃貸借仕様書 第2条 6(1) 撤去	本件は固定資産税の課税対象となりますでしょうか。	固定資産税の課税の有無については、関係法令に基づき課税権者において判断される事項であり、本市が指定するものではありません。なお、契約満了時の物件撤去及び引取りは、約款に基づき賃貸人の負担により行うものとしています。
7	賃貸借仕様書 第2条 6(2) データ消去	データ消去の作業は、引揚後の対応で宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、データ消去作業は機器引揚後に実施していただく想定です。

質問書に対する回答

No.	資料名	質問	回答
8	賃貸借仕様書 第2条 6(2) データ消去	記録媒体は1つにつき1枚の消去証明書が必要になりますでしょうか。(一覧での提出をお認めいただけますでしょうか)	消去証明書の提出方法について特に指定はありません。記録媒体ごとに作成された内容が確認できるものであれば、一覧形式での提出も可とします。
9	—	契約は貴市契約書式を使用する認識でよろしいでしょうか。その場合には、契約書案を開示いただけますでしょうか。	本契約は、本市所定の契約書式を使用する予定です。契約書案については、本入札の参考として開示します。なお、実際に締結する契約内容については、入札公告、仕様書及び質問回答等の内容を踏まえ、確定するものとします。
10	—	賃貸借契約には保守は含まれず、リース会社にその責はない認識でよろしいでしょうか。	保守については、リース品に付随するサービスパックに含まれるものを除き、納入者が実施するものとし、賃貸借料とは別途対応するものとしています。
11	—	万が一、紛争や半導体不足等にて納期遅延が生じた場合においても、リース会社にペナルティはなく、貴市および納入業者にて対応協議いただける認識でよろしいでしょうか。	納期遅延が生じた場合の取扱いについては、約款の定めに基づき、納入者からの届出及び申出を受け、当該理由が納入者の責めに帰することができないものであると認められるときは、発注者が使用開始日の延長を認めることを想定しています。したがって、一律にリース会社にペナルティが発生しない、又は本市と納入業者のみで対応協議を行うという整理ではなく、契約に基づき適切に判断・対応するものとします。